

令和7年度能登半島地震復興支援事務所

普通自動車リース業務（その2）

掲示文兼入札説明書

独立行政法人都市再生機構の調達契約「令和7年度能登半島地震復興支援事務所普通自動車リース業務（その2）」に係る入札等については、関係法令及びこの掲示文兼入札説明書によるものとする。

- I 入札等実施要領
- II 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務
 - 様式1 競争参加資格確認申請書
 - 様式2 アフターサービス・メンテナンス体制
 - 様式3 営業所・工場等の明細
 - 様式4 提案車種
- III 入札及び見積心得書
- IV 入札に係る提出書類に係る補足事項
- V 入札書類様式等
 - ① 入札書、入札金額内訳書
 - ② 封筒
 - ③ 委任状
 - ④ 復代理委任状
 - ⑤ 使用印鑑届
- VI 提出書類一覧表
- VII 【別冊】仕様書

別添1 特約条項（案）

別添2 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

I 入札等実施要領

1 掲示日

令和 7 年 11 月 26 日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一

3 調達内容

- (1) 件 名 令和 7 年度能登半島地震復興支援事務所普通自動車リース業務
(その 2)
- (2) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和 9 年 10 月 30 日まで
- (3) 履 行 場 所 仕様書による。
- (4) 調達案件の仕様等 仕様書による。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 掲示文兼入札説明書の交付期間及び方法

- (1) 交付期間
令和 7 年 11 月 26 日（水）から令和 8 年 1 月 15 日（木）まで
- (2) 交付方法
当機構ホームページからダウンロードによる

6 競争参加資格確認申請書の提出期限及び審査結果等

本競争の参加希望者は、II 1 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、II 2 に従い、競争参加資格確認申請書を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書の提出期限
令和 7 年 12 月 16 日（火）17 時 00 分
- (2) 申請書等提出場所
〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー
独立行政法人都市再生機構 災害対応支援部企画課 担当：東
電話 045-650-0803
(来社される場合は、事前に担当者に電話連絡の上、当日は 5 階総合受付までお越し

ください。)

(3) 提出方法

持参又は郵送による。郵送による場合は郵便書留とし、提出期限日時必着とする。

また、封筒には「競争参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

(4) 競争参加資格審査結果の通知日

令和7年12月25日（木）（予定）

7 質問書の提出及び回答

(1) 入札、仕様等に対する質問は、「質問書（任意様式）」の提出による。

イ 提出期限

令和7年12月25日（木）17時00分

ロ 提出場所

6(2)と同じ。

ハ 提出方法

持参又は郵送による。郵送による場合は郵便書留とし、提出期限日時必着とする。

また、封筒に「質問書在中」と朱書きすること。

(2) 質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。

イ 閲覧期間

令和8年1月8日（木）から令和8年1月16日（金）までの毎日、10時00分から17時00分まで（ただし、土曜、日曜、祝日及び平日の正午から13時00分までの間は除く）。

ロ 閲覧場所

6(2)と同じ。

8 入札書の提出

(1) 提出期限

令和8年1月16日（金）17時00分

(2) 提出場所

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1 横浜アイランドタワー

独立行政法人都市再生機構 総務部会計課 電話 045-650-0189

（来社される場合は、事前に日時を連絡の上、5階総合受付までお越しください。）

(3) 提出方法

持参又は郵送による。郵送による場合は郵便書留とし、提出期限日時必着とする。

また、封筒には「入札書在中」と朱書きすること。

9 入札方法

- (1) 入札金額は履行期間中の借入金額の総額とし、本業務の実施に必要な一切の費用を含めるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者がないときは、再度の入札を行うものとする。
- (4) 入札執行回数は、原則として 2 回程度とする。

10 開札

(1) 日時

令和 8 年 1 月 19 日（月）11 時 00 分

(2) 場所

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1 横浜アイランドタワー
独立行政法人都市再生機構 本社入札室（5 階総合受付までお越しください。）
なお、入札者及び代理人の開札への参加（立会い）は、必須ではない。

11 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 支払条件

別添 1 「特約条項（案）」のとおり。

13 問合せ先

(1) 競争参加資格要件及び仕様に関すること

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1
独立行政法人都市再生機構 災害対応支援部企画課
電話 045-650-0803

(2) 入札手続き及び令和 7・8 年度の競争参加資格に関すること

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1
独立行政法人都市再生機構 総務部会計課
電話 045-650-0189

14 手続きにおける交渉の有無

無

15 落札者の決定方法等

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成 16 年独立行政法人都市再生機構規程第 4 号）第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて入札した者を落札者とする。

16 入札の無効

本掲示文兼入札説明書において示した競争参加資格のない者の提出した入札、虚偽の記載をした者のした入札並びに入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、競争参加資格の審査において競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において「II 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務」1(1)及び(2)に記載の資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

17 契約書作成の要否等

要

本入札に係る契約は、落札者所定の自動車リース契約書等をもって行うこととする。ただし、当該契約書に優先する事項として、別添 1 「特約条項（案）」を締結するものとする。

また、契約締結日と同日付で、「個人情報等の保護に関する特約条項」及び「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を締結するものとする。<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>

19 その他

- (1) 入札参加者は入札心得書を熟読し遵守すること。
- (2) 競争参加資格確認申請書及び証明書等添付資料に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格確認申請書及び証明書等添付資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

II 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務

1 競争参加資格

- (1) 次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。
- イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定（※1）に該当する者。
 - ロ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までにおいて、当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中の者。
 - ハ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者（※2）。
- (2) 次の要件を満たしている者であること。

令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、開札の時までに業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

なお、当該競争参加資格を有しない競争参加者は、競争参加資格確認申請書の提出期限までに競争参加資格審査の申請を行い、申請時に交付される競争参加資格申請受理票の写しを競争参加資格確認申請書に添付して提出し、開札時までに認定を受ける必要がある。競争参加資格審査等に関する問合せ先は、次のとおり。

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1 横浜アイランドタワー

独立行政法人都市再生機構 総務部会計課

電話 045-650-0189

※競争参加資格審査申請書を持参する際は事前に日時等連絡の上来訪すること。

2 競争参加者に求められる義務

- (1) 競争参加者は、(1) (2) の資格を有することを証明するため、下記書類を提出期限までに提出すること。
- (必要な書類等) ※書類の様式は「V 提出書類様式等」を参照のこと
- 様式1 競争参加資格確認申請書
 - 様式2 アフターサービス・メンテナンス体制
 - 様式3 営業所・工場等の明細
 - 様式4 提案車種

3 その他

- (1) 入札等に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。
- (2) 当機構は、提出された書類を調達に係る審査を実施する目的以外に、提出者に無断で使用することはない。

- (3) 当機構に一旦提出された書類は返却しない。
- (4) 当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札者が、自己に有利な虚偽又は不正な記載をしたと判断される場合には、審査及び入札の対象としない。
- (6) 競争参加資格の審査において資格を有すると認められた者であっても、開札の時ににおいて上記1の資格のない者は、落札対象としない。
- (7) この競争に参加を希望する者は、開札日の前日（営業日）までの間において必要な証明書等の内容に関する契約担当役からの照会があった場合には、説明しなければならない。
- (8) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について
別添2のとおり。

(※1) 「独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定」の内容は、以下のとおり。

第331条 契約担当役（分任契約担当役及び資金前渡出納員を含む。以下この編において同じ。）は、特別な理由がある場合を除くほか、次の各号の一に該当する者を契約の相手方としてはならない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者

（取引停止）

第332条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間、売買、貸借、請負その他の契約の相手方としない措置（以下「取引停止」という。）を行うことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当役は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても取引停止を行うことができる。
- 3 契約担当役は、前2項の規定を適用することにより機構の業務に重大な支障を及ぼすと認められるときは、理事長の承認を得てこれによらないことができる。

(※2) 「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者」については、以下のとおり。

- 1 「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者」とは、次の場合に該当する者をいう。
法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかの場合に該当する者をいう。
 - (1) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (2) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

様式 1

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 殿

入札者名

競争参加資格確認申請書

「令和 7 年度能登半島地震復興支援事務所普通自動車リース業務（その 2）」への入札について、競争参加資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

また、令和 7・8 年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、開札時までに業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であることを、下記のとおり証明いたします。

記

1 証明方法

- () 認定済の登録番号 注 1
() 申請中に基づき、申請時の受付印が押された 「受理票」の写し 注 2
※いずれかに○

認定済の登録番号

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

以 上

注 1 以下より、登録番号を確認のうえ、ご記入ください。

当機構ホームページ > 入札・契約情報 > 入札等に参加される皆さまへ

<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>

注 2 申請中かつ開札時までに認定を受ける際は、本様式に「別紙のとおり」と記載のうえ、申請時の受付印が押された「受理票」の写しを本様式と合わせてご提出ください。

(参考) 認定通知書の送付取りやめに関する周知

当機構ホームページ > 入札・契約情報 > 競争参加資格（申請・変更）

<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>

様式 2

アフターサービス・メンテナンス体制について

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

会 社 名

住 所

代表者氏名

「令和 7 年度能登半島地震復興支援事務所普通自動車リース業務（その 2）」の入札について、下記のとおりアフターサービス・メンテナンス体制について証明いたします。

記

1 当該物品賃貸に係るアフターサービス・メンテナンス体制

2 実施内容（点検・整備等）

以 上

(注意事項)

- アフターサービス・メンテナンス体制について記載するとともに、点検・修理・メンテナンスを行うことが可能な営業所・整備工場等が石川県金沢市内に存在することを併せて記載すること。
- 別紙に記載することも可。

様式 3

営業所、工場等の明細

提出者：

1 本社・支店・営業所等の区分 又は工場の名称	
2 住所	
3 電話番号	
4 FAX番号	
5 上記1の代表者氏名（役職 名）	
6 その他	

様式4

提案車種

提出者：_____

1 車両

1 メーカー	
2 車名	
3 型式	
4 乗車定員	
5 駆動方式	
6 変速方式	
7 総排気量	
8 使用燃料	
9 燃費基準	
10 排ガス基準	
11 新車・中古車	(新車 ・ 中古車)
12 修理歴の有無	(有 ・ 無)

2 ドライブレコーダー

1 メーカー	
2 品番	

(注意事項)

- 1 仕様書に示した規格毎に作成すること。
- 2 メーカー主要諸元表を添付すること。
- 3 「1 車両」については、メーカー等について記載すること。11、12 は該当する方を○で囲むこと。※12 は中古車を提案する場合のみ記載すること。
- 4 「2 ドライブレコーダー」については、メーカー及び品番を記載すること。
また、メーカーカタログ等を添付することにより、仕様を満たす製品であることを証明すること。

III 入札心得書

入札及び見積心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する物品、設備等の購入、修理、売却、運送、広告、保守、印刷、借入等の契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札又は見積り）

第2条 競争入札・見積（合せ）について、機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、契約書案、仕様書（契約内容説明書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟観の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書又は見積書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、前項の通知書に示した時刻までに入札箱に投入し、又は提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

3 入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に件名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書又は見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるとときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

7 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者等は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は

見積りを辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 入札又は見積り執行前にあっては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二 入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

3 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第2条の3 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第3条 入札又は見積りに当たっては、あらかじめ入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札又は見積りの取りやめ等）

第4条 入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書又は見積書の引換の禁止）

第5条 入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札又は見積りの無効）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三 入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四 入札者又は見積者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。

- 五 再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。
- 六 1人で同時に2通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。
- 七 明らかに連合によると認められるとき。
- 八 第2条第7項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

(開札等)

第7条 開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終った後直ちに入札者の面前で、最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

- 2 見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

(落札者の決定)

第8条 競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

- 2 見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(再度の入札又は見積り)

第9条 開札又は見積りの結果、落札者がないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札又は見積りを行うものとする。

- 2 前項の再度の入札又は見積りは、原則として1回を限度とする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者等の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
(契約内容説明)

第12条 理由なく契約内容の説明に出席しない者は入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、契約書案及び契約内容説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

IV 入札に係る提出書類に係る補足事項

1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む） 及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中（最長2年間）は有効です。

なお、記載内容に変更が生じた場合は、再度提出してください。

2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、年間委任状及び印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）を提出してください。一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中（最長2年間）は有効です。上記1の使用印鑑届と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書正本の提出は1部で足ります。

なお、記載内容に変更が生じた場合は、再度提出してください。

3 入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。

(1) 代表者本人が入札される場合

名刺など本人を確認できる書類又は公的機関が発行した身分証明書（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証等。ただし、特定個人情報（マイナンバー）が記載された書類は不可）の写し

(2) 代理人の方が入札される場合

委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）及び名刺など本人を確認できる書類又は公的機関が発行した身分証明書（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証等。ただし、特定個人情報（マイナンバー）が記載された書類は不可）の写し

名刺又は公的機関が発行した身分証明証で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、入札参加者及び代理人の本人確認を行う目的以外には使用せず、厳重に取り扱います。

Ⅴ 提出書類様式等

1-1 入札書

入 札 書

金 円也 (税抜)

※入札金額内訳書の合計額と金額を一致させること

ただし、令和7年度能登半島地震復興支援事務所普通自動車リース業務（その2）

入札心得書（物品購入等）及び掲示文兼入札説明書記載事項を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

印※1

代理人

印※1

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

※1 本件責任者（部署名・氏名）：

担当者（部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号） 1：

連絡先（電話番号） 2：

〈注〉

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載。

記入例

入札書

金 円也 (税抜)

※入札金額内訳書の合計額と金額を一致させること

ただし、令和7年度能登半島地震復興支援事務所普通自動車リース業務（その2）

入札心得書（物品購入等）及び掲示文兼入札説明書記載事項を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

実印又は使用印

住 所

商号又は名称

氏 名

印※1

代理人

印※1

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

委任状により届け出た使用印

押印する場合は空欄

※1 本件責任者（部署名・氏名）：

担 当 者（部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号） 1：

連絡先（電話番号） 2：

〈注〉

- 1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- 2 電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載。

1 - 2 入札金額内訳書

入 札 金 額 内 訳 書

(支払内訳表)

No.	車種（車名）	月額(税抜)	月数	台数	期間	期間総額（税抜）
1			21 カ月	1 台	令和 8 年 2 月 14 日～ 令和 9 年 10 月 30 日	
2			21 カ月	1 台	令和 8 年 2 月 14 日～ 令和 9 年 10 月 30 日	
3			21 カ月	1 台	令和 8 年 2 月 14 日～ 令和 9 年 10 月 30 日	
総計（税抜）						円

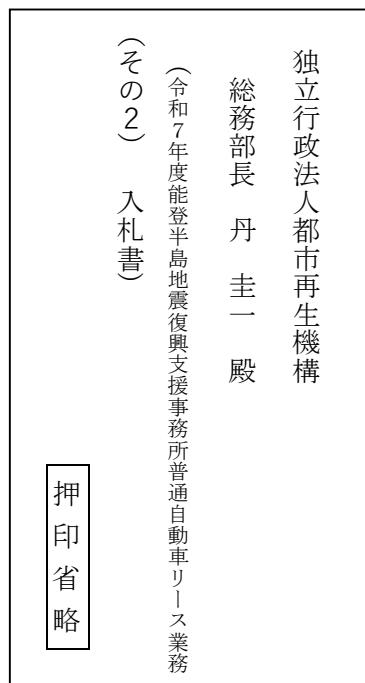
※ 上記総計（税抜）を入札書に記載すること。

※ 支払内訳表の期間総額の合計と入札金額（総額）に相違があった場合、無効とする。

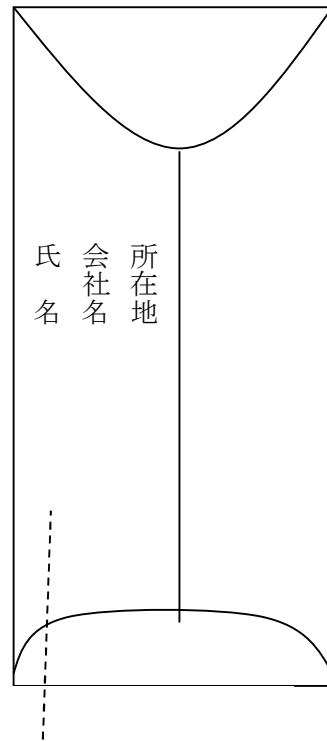
2 封筒

入札書を封かんする封筒への記載事項は、以下のとおり。

表



裏



委任している場合は、代理人の氏名

- ※ 「委任状」様式は封入しないこと。但し、同時に提出すること。
- ※ 「使用印鑑届」(「印鑑証明書」添付)を同時に提出の際は同封しないこと。
- ※ 入札金額内訳書を必ず同封すること。

3 委任状

(1) 入札書等に押印をする場合

委 任 状

私は、_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和7年度能登半島地震復興支援事務所普通自動車リース業務（その2）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積り合わせに関する一切の件

代理人 使用印鑑	
-------------	--

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者 印

(受任者) 住 所
商号又は名称
氏 名 印

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 殿

- 注1 委任状には、委任者の印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。
ただし、令和5年度以降に使用印鑑届を提出している場合は必要ない。
- 注2 委任事項は明確に記載すること。

記入例

委 任 状

私は、_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和7年度能登半島地震復興支援事務所普通自動車リース業務（その2）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積り合わせに関する一切の件

代理人	
使用印鑑	

令和 年 月 日

(委任者) 住 所

商号又は名称

代 表 者

印

実印（既に使用印鑑届を提出している場合は使用印）

(受任者) 住 所

商号又は名称

氏 名

印

代理人（受任者）使用印

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

(2) 入札書等に押印を行わない場合

委 任 状

私は、_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和7年度能登半島地震復興支援事務所普通自動車リース業務（その2）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積り合わせに関する一切の件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
代 表 者

(受任者) 住 所
商号又は名称
氏 名

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

※1 本件責任者（部署名・氏名）：

担 当 者（部署名・氏名）：

※2 連 絡 先 1：

連 絡 先 2：

〈注〉

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主等で、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載。

記入例

委 任 状

私は、_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和7年度能登半島地震復興支援事務所普通自動車リース業務（その2）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積り合わせに関する一切の件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所

商号又は名称

代 表 者

(受任者) 住 所

商号又は名称

氏 名

業務の説明が出来る本件責任者
(所属長等) 及び担当者の名前
を記載の上、連絡先を記載する
こと

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

※1 本件責任者（部署名・氏名）：

担 当 者（部署名・氏名）：

※2 連 絡 先 1：

連 絡 先 2：

〈注〉

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主等で、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載。

4 復代理委任状

(1) 復代理人かつ入札書等に押印をする場合

復代理委任状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和7年度能登半島地震復興支援事務所普通自動車リース業務（その2）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

復代理人 使用印鑑	
--------------	--

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名 支店長 印

(受任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名 印

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

注1 本様式は令和5年度以降に「年間委任状」を提出している事業者用の様式である。

注2 委任事項は、明確に記載すること。

記入例

復代理委任状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和7年度能登半島地震復興支援事務所普通自動車リース業務（その2）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

復代理人 使用印鑑	
--------------	--

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名 支店長

代理人（委任者）使用印

印

(受任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名

復代理人（受任者）使用印

印

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

注1 本様式は令和5年度以降に「年間委任状」を提出している事業者用の様式である。

注2 委任事項は、明確に記載すること。

(2) 復代理人かつ入札書等に押印を行わない場合

復代理委任状

私は _____ を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和7年度能登半島地震復興支援事務所普通自動車リース業務（その2）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名

(受任者) 住 所
商号又は名称
所 属 部 署
氏 名

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

注1 本様式は令和5年度以降に「年間委任状」を提出している事業者用の様式である。

2 委任事項は、明確に記載すること。

3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

※個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

記入例

復代理委任状

私は_____を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構の発注する「令和7年度能登半島地震復興支援事務所普通自動車リース業務（その2）」に関し、下記の権限を委任します。

記

1 入札及び見積に関する件

令和 年 月 日

(委任者) 住 所

商号又は名称

所 属 部 署

氏 名

(受任者) 住 所

商号又は名称

所 属 部 署

氏 名

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

業務の説明が出来る本件責任者（所
属長等）及び担当者の名前を記載の
上、連絡先を記載すること

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先（電話番号）1 :

連絡先（電話番号）2 :

注1 本様式は令和5年度以降に「年間委任状」を提出している事業者用の様式である。

2 委任事項は、明確に記載すること。

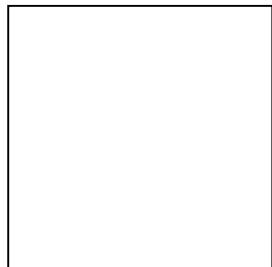
3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

※個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

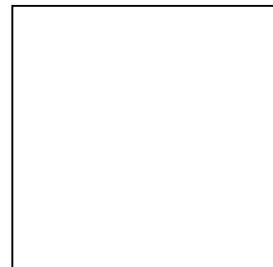
5 使用印鑑届

使 用 印 鑑 届

使用印



実 印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日

住 所

会 社 名

代 表 者

印

独立行政法人都市再生機構

総務部長 丹 圭一 殿

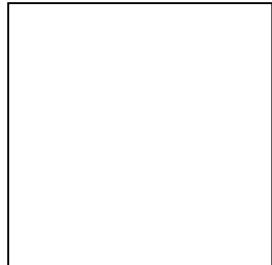
注1 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。

注2 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

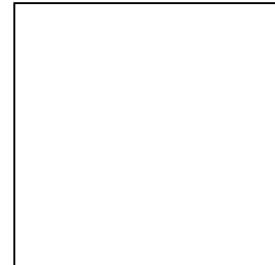
記入例

使 用 印 鑑 届

使用印



実 印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

年 月 日 提出日

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 印



注 1 本届には、印鑑証明書（原本・発行日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。

注 2 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。

VI 提出書類一覧表

提出書類一覧表

入札者名

- 1 下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。入札書等提出前にこの一覧表により提出漏れがないかを御確認ください。
- 2 この一覧表は、入札者名のみを記載し、競争参加資格確認申請書提出時に御提出ください。
- 3 「機構使用欄」には何も記載しないでください。

項番	書類名称 (使用する様式等)	提出部数	備考	機構使用欄
競争参加資格確認申請書提出時に必要となる書類（提出期限：令和7年12月16日）				
1	競争参加資格確認申請書 (様式1)競争参加資格の確認について)	1 部	様式に「登録番号」を記載又は申請時の受付印が押された「受理票」の写しを添付すること。	
2	アフターサービス・メンテナンス体制の整備に関する証明書 (様式2)アフターサービス・メンテナンス体制)	1 部	当該借入物品に対し、アフターサービス・メンテナンス体制が整備されている営業所又は工場が、石川県金沢市内に所在することを証明すること。	
3	営業所・工場等の明細 (様式3)営業所・工場等の明細)	1 部		
4	参加表明業者が通常のリース契約にもちいる所定の契約書の写し	1 部		
5	提案車種 (様式4)提案車種)	1 部	仕様書に示した規格毎に作成すること。また、メーカーの主要諸元表を添付すること。	

項番	書類名称 (使用する様式等)	提出部数	備考	機構使用欄
入札書提出時に必要となる書類 (提出期限: 令和8年1月16日)				
6	入札書 (<input checked="" type="checkbox"/> 提出書類様式等 1-1 入札書)	1部	入札金額内訳書を必ず同封すること。	
7	入札金額内訳書 (<input checked="" type="checkbox"/> 提出書類様式等 1-2 入札金額内訳書)	1部	入札書と一緒に必ず同封すること。	
その他提出を求められる書類 (提出期限: 令和8年1月16日)				
8	書類持参人又は代理人の名刺又は身分証明書の写し	1部	入札者及び代理人の本人確認用	
9	委任状、もしくは、復代理委任状 (<input checked="" type="checkbox"/> 提出書類様式等 3 委任状) (<input checked="" type="checkbox"/> 提出書類様式等 4 復代理委任状)	1部	競争参加資格確認審査申請書及び入札参加者以外の者が入札書等を持参する場合及び開札に立ち会う場合にも必要。 なお、当機構本社へ年間委任状を提出している場合、「代理人」から「復代理人」への委任としていること。	
10	使用印鑑届 (<input checked="" type="checkbox"/> 提出書類様式等 5 使用印鑑届)	1部	現在の競争参加資格認定期間中に機構に提出済かつ内容に変更がない場合は、提出不要。	
11	印鑑証明書正本	1部	原本発行日が提出日の過去3か月以内のもの。現在の競争参加資格認定期間中に機構に提出済かつ内容に変更がない場合は提出不要。	

別添1

特約条項（案）

発注者独立行政法人都市再生機構及び受注者 が令和8年1月19日に締結した令和7年度能登半島地震復興支援事務所普通自動車リース業務（その2）（以下「本契約」という。）に関して、次の通り特約条項を定める。この特約条項は、本契約と一体のものとし、本契約の契約条項に抵触する場合は、この特約条項が優先するものとする。

第1条 本契約の履行期間は、令和8年1月20日から令和9年10月30日までとする。

第2条 連帯保証人に関するすべての規定は適用しないものとする。

第3条 受注者は、当月分のリース料については、翌月1日以降発注者に対して支払請求書により請求するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内にこれを受注者に振込により支払うものとする。

2 本契約の契約期間が1か月に満たない場合及び本契約の期間が満了又は本契約が解除された場合における契約終了日が月の中途である場合の当該月のリース料は、1か月を30日として日割計算して得た額とし、当該日割計算して得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第4条 発注者がリース期間中メンテナンス・サービスを受けるに際し、継続車検整備、法定点検及び故障修理を行う場合、受注者は発注者から要求があれば、直ちに代車を無償で貸与するものとする。

第5条 自動車が返還されたときの走行距離が、仕様書に記載の月間走行距離数に経過リース期間月数を乗じた距離を超過した場合においても、発注者は超過走行料の支払い義務を負わないものとする。

第6条 発注者がその責に帰する理由により本契約に基づく債務（リース料支払債務、損害金支払い債務等）の支払いを怠ったときは、受注者は発注者が支払うべき期日の翌日から完済の日に至るまで支払うべき金額に対し年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額を遅延利息として発注者に請求できるものとする。

2 受注者は、自己の責に帰すべき事由によりこの契約による債務の履行を遅滞したときは、総額リース料の相当額に対し、遅延日数に応じ年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した履行遅滞金を発注者に支払うものとする。

3 前項の遅延日数には、天災その他やむを得ない理由によるものは算入しないものとする。

第7条 受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第8条 受注者は、本契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わ

せてはならない。

2 受注者は、本契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

第9条 受注者は、別添仕様書に従い本役務を履行するものとする。

第10条 受注者は、本役務の履行に伴い知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してならない。

第11条 本役務の履行に当たり、発注者又は第三者に及ぼした損害は、受注者が賠償するものとする。ただし、受注者の責に帰さない理由による損害については、この限りでない。

第12条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、催告によらないで、本契約を解除することができる。

- 一 受注者の責に帰する理由により、仕様書に基づく本役務を完了する見込みがないとき。
- 二 第7条又は第8条の規定に違反したとき。
- 三 前条に規定する賠償義務を怠ったとき。
- 四 その他本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないとき。
- 五 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

六 第14条の各号の規定のいずれかに該当したとき。

第 12 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
 - 三 破産の申立て（自己申立てを含む。）を受け、又は解散したとき。

第 13 条 発注者は、第 12 条各号の場合のほか、発注者の都合により、本契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも 1 か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により本契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

第14条 本契約に関し、受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の 1 に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したもの）をいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合

における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、同法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 本契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第15条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第16条 受注者所定の契約約款、本条項及び仕様書等に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この特約条項締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 住 所 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
氏 名 独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一 印

受注者 住 所
氏 名
印

別添2

独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願ひいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

（1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

（3）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点での在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当

機構における最終職名等)

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内